

常任委員会

第3号議案から第24号議案までの計22議案について、定例会初日終了後、各常任委員会（付託協議）を開催し、第5号議案・白石市債権管理条例を総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

定例会2日目（2月28日）の本会議において質疑が行われた後、常任委員会に審査が付託され、3月3日に議案の審査が行われました。

審査の中で議論された主な内容は次のとおりです。

総務産業建設常任委員会

- 委員長 山谷 清
- 副委員長 菅野 恭子
- 委員 保科善一郎・澁谷政義
- 大野栄光・四竈英夫
- 小川正人・佐藤聡一
- 志村新一郎

◎白石市債権管理条例

この条例は、市の債権の管理に関する事務について、統一的な基準や必要な事項を定めることにより、公正で公平

法律も異なり、これまでは統一的な対応が難しい状況にあった。

そのような状況を解決するため、今後、債権を管理するための統一的な基準を条例で設ける必要があると判断し、今回、条例を制定することとなった。

〔質疑〕住民の訴訟で職員が損害賠償を負う事例が増えていくが、本市での事例はあるのか伺う。

〔答弁〕本市での事例はない。他の自治体では、法律の解釈上で強制徴収が可能なのに、訴訟による滞納整理を行わなかったため、職員が損害賠償を負った事例がある。

〔質疑〕これまで市では、債権管理条例がない中で業務を行ってきたが、今回、この条例を制定することとなった理由を伺う。

〔答弁〕債権管理においては、職員にも責任が問われる時代となっている。また、各課において債権管理をしている中でも、解釈が困難な部分が出ている。

公債権・私債権それぞれの

とが想定される。

そのため、現段階では税やその他の債権の滞納整理は、それぞれの担当課で運用した方が専門性があり、法律も理解しているため、より効率的に運用できると考える。

〔質疑〕これまでも公債権や私債権に、債権回収できない事例があったと思うが、その解決の方法は、この条例制定により統一的なものとなるのか伺う。

〔答弁〕これまでも滞納整理については、督促等を行い回収に努めてきた。しかし、それでも回収できない場合は、議会の承認を得て不納欠損している事例もある。

条例制定後は、公債権・私債権それぞれの法律で解釈の異なる部分があっても、統一的な判断基準に基づき対処できるものと考ええる。

〔質疑〕非強制徴収公債権と私債権の区分は、法律的にはっきりと決まっているものと考えてよいのか伺う。

〔答弁〕債権は、公債権と私債権に分かれている。

また、公債権の中でも強制徴収債権と非強制徴収債権に

分かれているが、裁判によって公債権、私債権の区分が変わった例もある。

現在の区分としては決まっていますが、今後、区分が変わる場合もあるため、情報把握に努め、状況を注視していきたいと考ええる。



公債権と私債権

公債権は、地方自治法第31条の3第1項に規定される債権で、行政庁の処分（公法上の原因）により発生します。介護保険料や保育園保育料、下水道使用料などがあり、2年または5年の有効期間の経過により消滅します。

私債権は、契約等の当事者間の合意（私法上の原因）に基づき発生する債権です。

住宅使用料や幼稚園保育料などがあり、民法または商法の規定により1年から10年の有効期間の経過と、債務者による有効の援用により消滅します。